

支給認定変更申請書

年 月 日

(宛先) 西宮市長

支給認定を受けた内容について変更がありますので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

1. 保護者・児童について (すべてご記入ください。)

申請者 (保護者)	住所			
	保護者名 (変更のあった保護者)		電話 番号	
児童	児童名	生年月日		利用中の施設名
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

2. 変更内容 (該当する変更項目等にチェック (☑) し、必要事項をご記入ください。)

項目	変更申請・届出の内容			必要書類
世帯構成 の変更	<input type="checkbox"/> 婚姻	婚姻相手	名 前 () 生年月日 (年 月 日) 住 所 ()	追加書類の提出が必要な場合がありますので、保育入所課にお問い合わせください。
		婚姻日	(年 月 日)	
	<input type="checkbox"/> 離婚	離婚日	(年 月 日)	
	<input type="checkbox"/> その他	変更内容	()	
変更日		(年 月 日)		
保育の 必要 性 の 事 由	<input type="checkbox"/> 勤務状況	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 勤務場所 <input type="checkbox"/> 勤務時間		勤務証明書
	<input type="checkbox"/> 離職	離職日	年 月 日	求職状況申立書
	<input type="checkbox"/> 出産予定	出産予定日	年 月 日	母子健康手帳のコピー (保護者名と分娩予定日が分かる部分)
	<input type="checkbox"/> 育児休業取得	育児休業 期間	年 月 日から 年 月 日まで	育児休業期間が分かる 書類 (勤務証明書等)
	<input type="checkbox"/> 産休・育休からの 復職	復職日	年 月 日	勤務証明書
	<input type="checkbox"/> その他の保育を 必要とする事由 の変更 ※ 変更後の事由にチ ェック (☑) してく ださい。	<input type="checkbox"/> 疾病・障害等		保育困難な旨記載の医師の 診断書、又は障害者手帳 等各種手帳のコピー
	<input type="checkbox"/> 介護・看護		医師の診断書、又は介護保 険被保険者証等のコピー+ 介護・看護をする旨の申立 書 (様式自由)	
	<input type="checkbox"/> 就学 (年 月 日～)		在学証明書+カリキュラム (就学日数と時間が分かる もの)	
<input type="checkbox"/> その他	具体的に：			

※ 必要書類欄に記載の書類を併せてご提出ください。

※ 支給認定の変更事由に該当すると認められる場合は、後日、変更後の支給認定証を交付します。

※ 支給認定の変更は、申請日が属する月の翌月1日からとなります (提出締切日は裏面をご確認ください)。

支給認定変更申請書の記入方法について

<書類の提出方法について>

支給認定変更申請にあたり本申請書及び「2. 変更内容」に記載の必要書類を、下記の書類の提出先のいずれかにご提出ください。書類の提出先により提出締切日が異なります。変更後の支給認定証が届き次第、変更前の支給認定証をご返却ください。

書類の提出先	書類の提出締切日
利用中の保育施設	変更月の前月 20 日（休所日の場合は前開所日）
西宮市保育入所課	変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は前開庁日、郵送の場合は必着）

<「2. 変更内容」について>

項目	説明（【】内は保育の必要性の事由です）
世帯構成	婚姻、離婚等、保護者の状況に変更がある場合にご記入ください。
勤務状況	求職中の方が就職した場合や勤務場所・勤務時間等の変更に伴い、利用中の施設が決定する保育時間に変更がある場合（1日8時間超の利用や1日8時間以内の利用）は、勤務証明書と併せてご提出ください。
離職	勤務先を退職または自営業を廃業した場合に記入し、求職状況申立書と併せてご提出ください。なお、支給認定の有効期間は離職日から90日間、保育必要量は保育短時間となります。
出産予定	支給認定の有効期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。保育必要量は保育標準時間のみとなります。【妊娠・出産】を経て、育児休業を取得する場合は、あらかじめ支給認定変更申請書と育児休業期間が分かる書類（勤務証明書・辞令のコピー等）をご提出ください。
育児休業取得	【妊娠・出産】を経て、【育児休業中の継続入所】となる場合にご記入ください。支給認定の有効期間は、出生した児童が1歳に達する日（誕生日前日）の属する年度の年度末までとなり、保育必要量は保育短時間となります。
産休・育休からの復職	産前・産後休業や育児休業からの復職に伴い、保育の必要性の事由が、【妊娠・出産】または【育児休業中の継続入所】から、【就労】に変わる場合にご記入ください。
その他の保育を必要とする事由の変更	保育の必要性の事由が、他の事由から【疾病・障害等】、【介護・看護】、【就学】に変更になる場合にご記入ください。

※ 世帯構成や保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更に伴い、翌月からの利用者負担額が変更になる場合があります。

【問い合わせ・送付先】

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市役所保育入所課
TEL (0798)35-3160